雄冬海岸

増毛町 議会だより

潮風を感じて……

あなたと議会をむすぶ

発行 / 増毛町議会　編集 / 議会広報特別委員会
〒077-0292 増毛町弁天町３丁目61番地　TEL/53-1311

～ 認定こども園あっぷる発表会～

第４回臨時会
一般議案・補正予算 …… 2P
第３回定例会
一般議案・条例改正・補正予算など …… 3～6P
令和元年度一般会計ほか10会計決算を認定 …… 6～7P
各議員の賛否一覧 …… 7P
町長からの行政報告 …… 8P
一般質問『ズバリ 町政のここが聞きたい!!』…… 9～23P
総務文教・産業厚生合同常任委員会町内視察 …… 24～25P
議会のうごき、編集後記 …… 26P

第163号
令和２年11月５日

第二次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費を可決

令和２年 第４回臨時会

8月6日開催

増毛町議会は8月6日に第４回臨時会を開催し、第二次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金全２８事業実施のため、各事業費を盛り込んだ一般会計ほか観光施設事業・診療所事業・介護保険事業の各特別会計及び水道・簡易水道・下水道の３事業会計の補正予算が提案され、原案のとおり可決されました。

また、第一次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の、教育用タブレット型パソコン購入について可決し、閉会しました。

一般議案

◆財産の購入について

契約予定価格が７００万円を超える財産の購入について１件の提案があり、原案のとおり可決されました。

◎購入機器
教育用タブレット型パソコン

◎購入金額
１９３０万６３２０円

◎購入先
旭川市台場1条1丁目1番8号
大丸株式会社　道北支店
支店長　岡田　栄次

◎購入の方法
指名業者3者による見積合わせ

補正予算

第二次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費など、一般会計ほか6会計の補正予算が提案され、原案のとおり可決されました。

主な事業費について、お知らせします。事業の詳細は町公式ホームページをご覧下さい。

【主な事業費】

◆一般会計

◇議会ＩＣＴ推進事業　２５１万円
◇ふるさと増毛産品ＰＲ事業　３１７万円
◇居酒屋推奨店スタンプラリー事業　２８８万円
◇公共交通維持事業　３７１万円
◇ＷＥＢ会議環境構築事業　43万円
◇増毛産米ＰＲ事業　63万円
◇農産物販売促進事業　１０００万円
◇農業事業継続支援事業　７１０万円
◇増毛産水産品ＰＲ事業　25万円
◇漁業事業継続支援事業　１３００万円
◇増毛産品販売促進事業　１０００万円
◇増毛駅電子看板設置事業　35万円
◇観光バスツアー応援事業　50万円
◇レンタサイクル事業　29万円
◇災害・緊急時感染予防事業　１３６３万円
◇リモート学習環境整備事業　80万円
◇ＧＩＧＡスクール加速化事業　４１９万円
◇教育環境感染予防事業　１４８万円
◇小学校屋外手洗場整備事業　75万円
◇公共施設感染予防事業　23万円
◇文化スポーツ団体補助金事業　37万円
◇音声ガイド導入事業　90万円
◇図書館電子事業　73万円
◇温水プール感染予防事業　１５２６万円

◆一般・観光施設事業特別会計

◇公共施設手洗非接触化事業　１６４２万円

◆診療所事業特別会計

◇診療所電子化事業　２５４１万円

◆介護保険特別会計

◇明和園感染防止事業　２５７２万円

◆水道・簡易水道・下水道事業会計

◇上下水道基本料金免除事業　２０５０万円

※一万円未満の端数は調整

令和元年度増毛町各会計決算を認定

町功労者へ山下惇氏・横内新樹氏・織田達史氏を決定
教育委員の任命、堂端正志氏・田谷あき子氏の任命に同意

増毛町議会は第3回定例会を9月16日から18日までの3日間の会期とし、増毛町功労者表彰の受賞者の決定、一般会計ほか7会計の補正予算、その他一般議案、教育委員の任命などの案件について審議し、原案どおり可決・同意しました。

また、令和元年度各会計の決算は特別委員会を設置して審査し、委員長報告のとおり認定されました。

令和2年 第3回定例会

9月16日～18日開催

財政健全化報告

◆令和元年度財政健全化判断比率等の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、財政の健全化の判断比率、公営企業会計の資金不足比率が監査委員の意見を付して報告されました。

健全化の判断比率のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、いずれも黒字のため発生せず、早期健全化判断基準を下回っています。

実質公債費比率は、前年度から0・1％減少し、10・8％となっており、こちらも基準を下回っています。

将来負担比率についても、町債残高の減少、基金積立増により、発生していません。

公営企業会計の資金不足比率は、前年度に続きいずれも発生していません。

報告された内容は、町広報11月号及び増毛町公式ホームページで公表されていますので、そちらで確認していただきたいと思います。

一般議案

◆増毛町功労者表彰

8月18日開催の表彰審議会において、次の3氏を功労者とする答申があり、町表彰条例の規定により、議会の議決をもって、決定しました。

◎功労者
山下惇氏
横内新樹氏
織田達史氏

◆北海道市町村総合事務組合規約の変更について

◆北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

◆北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

組織団体の脱退に伴い、組合規約の変更について協議があり、原案のとおり可決されました。

◆財産の購入について

契約予定価格が700万円を超える財産の購入について1件の提案があり、原案のとおり可決されました。

◎購入機器
電子カルテシステム一式
◎購入金額
2471万7千円
◎購入先
旭川市神居3条12丁目1番6号
株式会社　エム・イー器械
代表取締役　谷川　寿邦
◎購入の方法　指名競争入札

人事案件

◆増毛町教育委員会委員の任命

10月11日で任期満了となる、堂端正志氏、田谷あき子氏について、引き続き両氏を任命することに同意しました。

条例改正

◆増毛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

労働基準監督署による地方公務員への労働基準法の適切対応の通知等を勘案し、本条例の一

部を改正しました。

◆増毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律等が、令和元年10月1日から施行されたことに伴い、幼児教育・保育に係る利用者負担の無償化及び子育てのための施設等利用給付制度の創設等を規定するため、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和3年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正しました。

委員会報告

今定例会において付託された案件について報告されました。

◆総務文教常任委員会報告

▼要請第1号

地方財政の充実強化を求める意見書の提出に係る要請について

▽審査結果　採　択

◆産業厚生常任委員会報告

▼要請第2号

種苗法改定に関する意見書採択に係る要請について

▽審査結果　採　択

▼陳情第1号

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情について

▽審査結果　採　択

意見書

◆提出した意見書

◎地方財政の充実・強化を求める意見書

社会保障関連予算の充実及び新型コロナウイルス感染症対策等、地方の財政需要への対応を求める内容となっています。

◎種苗法の改定に関する意見書

種苗の自家増殖の原則禁止、許諾制導入等を盛り込んだ種苗法改定案の廃案を求める内容となっています。

◎軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書

索道事業における、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車等の燃料となる軽油の免税について、令和3年3月末での適用期限を迎えることから、引き続き課税免除措置の継続を求める内容となっています。

◎新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症拡大により、福祉・医療等財政需要対応のため、地方税財源確保を求める内容となっています。

令和２年度 補正予算概要

主な補正内容について説明しています。
千円以下の端数については省略しています。

一般会計

歳入歳出　**2,706** 万円の増額

総　　額 **58** 億 **1,346** 万円に

歳　入

町民税（個人）…… 1,459 万円減
町民税（法人）…… 418 万円減
感染症緊急包括支援交付金… 259 万円増
頑張れ増毛応援寄附金企業版…… 200 万円増
町債（健康推進委託事業債など）… 3,139 万円増

歳　出

接客感染防止対策事業補助金… 210 万円増
観光協会事業補助金…… 685 万円減
道路補修工事費…… 2,800 万円増
除雪機械購入費…… 2,058 万円減
街路灯 LED 化整備工事費… 1,700 万円増
公営住宅建設工事費…… 2,189 万円減

◎国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

新型コロナウイルス感染抑制と経済活動の両立、終息後の物流・観光等の経済活動復興を支える道路整備の重要性を踏まえ、一層の道路整備の推進を求める内容となっています。

いずれの意見書も内閣総理大臣をはじめ、関係閣僚等に提出しました。

補正予算

◆一般会計

歳入歳出ともに、2705万8千円が増額されました。

歳入は、感染症緊急包括支援交付金、頑張れ増毛応援寄附金企業版、町債の増額と町税の減額が主なものです。

歳出は、接客感染防止対策事業補助金、道路等整備工事費、街路灯LED化整備工事費の増額と観光協会事業補助金、除雪機械購入費、公営住宅建設工事費の減額が主なものです。

◆国民健康保険特別会計

歳入歳出ともに、922万円が減額されました。

歳入は、災害等臨時特例補助金の増額と国民健康保険税の減額が主なものです。

歳出は、保険税還付金の増額と、国庫支出金等過年度分返還金の減額が主なものです。

◆観光施設事業特別会計

歳入歳出ともに、68万1千円が増額されました。

歳入は、一般会計からの繰入金を増額しました。

歳出は、スキー場修繕料の増額と温泉設備等清掃手数料の減額が主なものです。

◆診療所事業特別会計

歳入歳出ともに、62万8千円が増額されました。

歳入は、一般会計からの繰入金を増額しました。

国民健康保険特別会計

歳入歳出　**922**万円の減額
総　　額　**5**億**6,885**万円に

（歳入）
国民健康保険税……　1,103万円減
災害等臨時特例補助金……　97万円増

（歳出）
国庫支出金等過年度分返還金…　958万円減
保険税還付金……　36万円増

観光施設事業特別会計

歳入歳出　**68**万円の増額
総　　額　**5,894**万円に

（歳入）
一般会計からの繰入金……　68万円増

（歳出）
スキー場修繕料……　60万円増

診療所事業特別会計

歳入歳出　**63**万円の増額
総　　額　**3**億**1,415**万円に

（歳入）
一般会計からの繰入金……63万円増

（歳出）
修繕料……　59万円増

介護保険特別会計

歳入歳出　**1,447**万円の増額
総　　額　**10**億**205**万円に

（歳入）
第1号被保険者介護保険料…　808万円増
感染症緊急包括支援交付金……　190万円増

（歳出）
高額介護サービス費……　530万円増
介護給付費準備基金積立金…　696万円増

港湾整備事業特別会計

歳入歳出　**534**万円の増額
総　　額　**2,126**万円に

（歳入）
一般会計からの繰入金……　534万円増

（歳出）
車両購入費……　534万円増

公共下水道事業会計

資本的収入　**110**万円の増額
収入総額　**2**億**3,046**万円

（資本的収入）
企業債（資本費平準化債）…　110万円増

歳出は、修繕料及び施設備品購入費を増額しました。

◆介護保険特別会計

歳入歳出ともに1447万4千円が増額されました。

歳入は、保険事業勘定の第1号被保険者介護保険料、介護サービス事業勘定の感染症緊急包括支援交付金の増額が主なものです。

歳出は、保険事業勘定の高額介護サービス費と介護給付費準備基金積立金の増額が主なものです。

◆港湾整備事業特別会計

歳入歳出ともに533万5千円が増額されました。

歳入は、一般会計からの繰入金を増額しました。

歳出は、車両購入費を増額しました。

◆公共下水道事業会計

資本的収入について、企業債を増額しました。

令和元年度会計決算審査特別委員会を開催

増毛町議会は監査委員が行った決算審査の意見書を付して、町より提出された昨年度の一般会計及び特別会計、企業会計、全11会計の決算認定の審査を行うため、議長と議員選出の監査委員を除く9名の委員で構成される令和元年度各会計決算審査特別委員会（上野　剛委員長、菅原　幸弘副委員長）を設置し、9月17日には一般会計を、18日には7つの特別会計と3つの企業会計の審査を行いました。

両日とも、昨年度の各会計の執行状況やそれに伴う事業の成果などを、提示された資料や担当者からの説明を聞き取り、厳正な審査をした結果、一般会計を含む10会計は要望を付け認定、1会計は提出どおり認定するとの審査結果の報告があり、委員会終了後に再開された本会議で認定となりました。

決算認定の報告後には堀町長から、指摘のあった事項については真摯に対応していきたいとの発言がなされ、今後の対応が期待されます。

※各会計に付された要望は以下のとおりです。

◆一般会計

収入未済額及び不納欠損額の主なものは、町民税と固定資産税であり、町税の不納欠損額は前年度に比べて21万8千円減少している。

徴収率は前年度に比べ微減したものの、徴収努力は認められる。

町税等の滞納者は固定化されており、公平性の堅持に向け、新たな滞納者を出さないためにも、各課との情報共有に努め一層の徴収努力を望む。

◆国民健康保険特別会計

滞納者の減少に向けて、本制度の積極的な啓発を行うとともに、収納率の向上に努められたい。

◆観光施設事業特別会計

各施設の利用客が減少し、経営が厳しい状況にあるが、利用客の増加に尽力されたい。

◆診療所事業特別会計

当町唯一の医療機関として、医療サービスの充実を図り、町民の負託に応えられたい。

◆介護保険特別会計

保険料の収納率向上に努めるとともに滞納額の解消を図り、不能欠損が生じないように努められたい。

～ 決算資料について担当者から説明を受け審査を実施 ～

◆**公共下水道事業特別会計**
普及率の向上を図るとともに、使用料等の収納に努められたい。

◆**後期高齢者医療特別会計**
保険料の早期収納に努めるとともに、高齢者の負託に応えられるように、その運営に努められたい。

◆**港湾整備事業特別会計**
本事業の根幹であるプレジャーボートスポットの利便性とサービスの向上に努め、利用の促進を図られたい。

◆**水道事業会計**
未納者に対し必要に応じた未収対策を施し、滞納防止、徴収強化に努められたい。

◆**砕石事業会計**
公共事業の減少等により、今後も厳しい状況ではあるが、経費節減を図るとともに、企業経営の向上に努められたい。

※簡易水道事業会計に要望はありませんでした。

令和２年第３回定例会　審議した議案と各議員の賛否

番号	事件名	合羽井達男	川島優	酒井倫明	大井紀美惠	松倉清道	上野剛	菅原幸弘	西山征二	岩崎俊一	小田緑	飛内眞吾	議決結果
要請第１号	地方財政の充実強化を求める意見書の提出に係る要請について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	付託
要請第２号	種苗法改定に関する意見書採択に係る要請について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		付託
陳情第１号	軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		付託
議案第69号	増毛町功労者表彰について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第70号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第71号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第72号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第73号	財産の購入について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第74号	増毛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第75号	増毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第76号	増毛町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第77号	令和２年度増毛町一般会計補正予算（第５号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第78号	令和２年度増毛町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第79号	令和２年度増毛町観光施設事業特別会計補正予算（第３号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第80号	令和２年度増毛町診療所事業特別会計補正予算（第４号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第81号	令和２年度増毛町介護保険特別会計補正予算（第３号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第82号	令和２年度増毛町港湾整備事業特別会計補正予算（第２号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第83号	令和２年度増毛町公共下水道事業会計補正予算（第２号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第84号	増毛町教育委員会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		同意
議案第85号	令和元年度増毛町一般会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認定
議案第86号	令和元年度増毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認定
議案第87号	令和元年度増毛町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認定
議案第88号	令和元年度増毛町診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認定
議案第89号	令和元年度増毛町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認定
議案第90号	令和元年度増毛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認定
議案第91号	令和元年度増毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認定
議案第92号	令和元年度増毛町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認定
議案第93号	令和元年度増毛町水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認定
議案第94号	令和元年度増毛町簡易水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認定
議案第95号	令和元年度増毛町砕石事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		認定
議案第96号	令和２年度増毛町一般会計補正予算（第６号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
意見書案第２号	地方財政の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
意見書案第３号	種苗法の改定に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
意見書案第４号	軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
意見書案第５号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
意見書案第６号	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決

※○は賛成、×は反対、欠は欠席、除は地方自治法第117条の規定による除斥、「議長」は議長のため採決に加わらなかった。

行政報告

令和2年第3回定例会では、町長から3点について報告がありました。

堀町長

要約して町民の皆様にお知らせします。

①令和2年度普通交付税及び臨時財政対策債の発行可能額の決定について

普通交付税及び臨時財政対策債の合計額は、23億7229万7千円が交付決定となり、前年度比で、8312万6千円の増額となっています。

今年度の普通交付税は、新設の地域社会再生事業費7147万7千円をはじめ、公債費や地域の元気創造事業費が増加したことにより増額となりました。

人口減少等特別対策事業費等もわずかに増額しており、増毛町まちづくりプランに基づき、目標値の達成に向け取組を一層推進し、地方創生の施策を実行していきたいと考えています。

町を取り巻く環境は依然、大変厳しくはありますが、今後も財政運営プランの着実な取組と職員の創意工夫により、限りある財源を有効活用し効率的な行財政運営に努め、健全で安定した財政基盤の確立を目指します。

②今年上半期の漁業農業の状況について

さくらんぼは6月の日照不足により果肉が軟化傾向となり、「佐藤錦」は平年を下回る収穫量となりました。7月に入ってからは夜の温度が低かったため、着色も良く「紅秀峰」や「南陽」は平年並みの収穫量となっています。例年7月には町内及び札幌市、横浜市等で、増毛産さくらんぼのPR事業を展開していましたが、今年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により全て断念しました。

8月上旬には温帯低気圧の影響で一部施設やハウスの損傷があり、落果被害も見られましたが、幸いにも最小限の被害で済み、下旬からはプラム、ぶどうの収穫が始まり、りんご、梨、プルーンも順調に成育しています。水稲も6月中旬から下旬は日照不足が続きましたが、7月以降は天候が回復し、成育は平年並みで、8月15日現在の作柄概況も「やや良」となっており、豊穣の秋を迎えることを願っています。

今年8月末までの漁業の状況は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で市場単価が落ち込み、昨年同期に比べ漁獲量で1102トンの増、金額で1432万円の増、約0・7%増となっています。

ホタテ漁は稚貝出荷量が前年より大きく増加し、漁獲量で1061トンの増、水揚げが約2億6873万円の増となっています。ウニ漁、ナマコ漁は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、ウニ漁は漁獲量で2トンの増でしたが、金額では493 8万円の大幅な減となり、4年ぶりに1億円を割る水揚げとなりました。ナマコ漁は漁獲量で3トンの増ですが、金額では4276万円の減となっています。その他、たこ漁は漁獲量で96トンの減、金額で8818万円の減、エビ漁は漁獲量が37トンの減、金額で6835万円の減となっています。

9月以降は鮭定置網漁、えびこぎ網漁、あわび漁が始まりますが、豊漁と安全操業を願っています。

③新型コロナウイルス感染症緊急経済対策「特別定額給付金事業」について

対象は4月27日現在、増毛町に在住する2248世帯、4183名で、5月11日に申請書を送付し、5月11日にオンライン申請、5月13日に申請書受付を開始し、広報ましけや防災無線等での周知を行い、申請期限の8月13日までに申請のあった2240世帯、4175名分の4億1750万円を支給決定・給付しており、給付率は99・8%となっています。

この間の関係各位の格別なるご協力と、町民の皆さまの冷静な対応によりスムーズに事務を進められましたことに感謝いたします。

一般質問 ズバリ 町政のここが聞きたい！！

今回の第３回定例会の一般質問は、本会議１日目の１６日に行われ、５名の議員が１２項目について、質問しました。

議員からの質問、町側の答弁の内容を要約して、町民の皆様にお知らせします。

※一般質問とは？

議員が町の行財政全般にわたって、町長などの執行機関に、疑問点をただし、将来に対する考え方や取り組み方の説明を求めることです。

増毛町議会では、年４回の定例会で一般質問をすることができます。

（参考：全国町村議会議長会議員必携より）

川島　　優 議員

(1)コロナ禍による町事業への影響について

小田　　緑 議員

(2)防災について

(3)新型コロナウイルス感染症対策について

(4)孤独死・孤立死の防止と独居高齢者の見守り活動について

大井 紀美恵 議員

(5)新型コロナウイルス感染症対応事業について

(6)遊具の設置された周辺の安心・安全な環境づくりについて

西山　征二 議員

(7)介護保険について

(8)町税・使用料の取り扱いについて

(9)診療所の待ち時間の短縮について

(10)農業対策について

合羽井 達男 議員

(11)洪水ハザードマップ作成について

(12)コロナ禍における防災訓練と備蓄品について

コロナ禍による町事業への影響について

川島議員

Q 町事業への影響について

A 確認しながら慎重に執行していく

○川島議員

コロナウイルス感染防止対策により、令和2年度の事業が相次いで中止となっているが、中止になった課ごとの主な事業と件数、執行していない予算はどれくらいあるか。

また、執行していない予算の使い道はどうなるのか。

○町長

コロナウイルス感染症の拡大防止により中止した事業は、町全体で23件、影響額は約119４万円となっている。

課ごとの主な事業は、企画財政課の北海道フェアin代々木、120周年事業として行う予定であった、ラジオ体操の公開放送、町民課の健康ましけウォーキング2020、農林水産課の増毛町フルーツの里活性化プロジェクト事業、商工観光課の増毛春と秋の味まつり、観光港まつり、旧増毛小学校公開イベント事業や増毛ミクニ塾、教育委員会総務学校課の中体連参加補助金、地域学習課の中学校の国内研修や増毛リトルカップサッカー大会、消防の総合演習等となっている。なお、市街地区の敬老会は、コロナウイルスの感染予防を考慮し、祝賀会を中止した代わりに記念品を配付している。

予算の振替えを行った事業のほか、中止を決定した後、既に減額補正した事業や、これから減額補正をする事業がある。その他執行していない予算の使い道は、今後、コロナウイルスの感染状況を確認しながら、慎重に執行していく。

～ 今年は春・秋ともに味まつりなどイベントが中止に ～

○川島議員

特別定額給付金10万円の対象とならない、今年度生まれた子ども達に対し、町独自の支援をする考えはないか。

○町長

特別定額給付金は4月27日現在、住民票がある方に支給しており、それ以降に生まれた子どもは支給対象になっていない。全国の自治体の中には支給しているところもあるが、一次・二次の交付金の執行状況を見ながら検討する。

○川島議員

道内一部の町村において、コロナウイルス感染防止対策に充てるため、市町村長等の夏の手当や給与等の減額をしているところがあるが、このことについての町長の考えは。

○町長

主に夏の手当で、管内では留萌市と小平町がコロナウイルスの感染防止対策費用として使うために減額している状況を踏まえ、管内の町村長の給与等を調査している。当町の町長の給料は、平成6年から平成15年まで85万円だったが、そこから急激に町の財政が悪化し、20％減額し68万円となり、15年以上続いている。管内では最低に町長の給料を抑えたままなので、コロナ関連での減額は考えていないが、管内ほとんどの自治体でそうした状況になれば、慎重に考えて進めたいと思う。

防災について

小田議員①

Q 非常持ち出し品を持っての訓練参加を呼びかけるべきでは

A リストの周知はしているが、それを持っての訓練参加をPRしていく

○小田議員

9月1日に全町防災訓練が実施された。毎年地道に訓練を積み重ねてきた防災について。

(1)今年の防災訓練を実施してみて、良かった点や課題は。

(2)避難所のソーシャルディスタンス確保の必要性から、定員見直しを余儀なくされる状況だが、文化センター、体育館の定員の見込みと満員になったときの追加の避難所の想定は。

(3)北海道新聞に、マスク、消毒液、間仕切り、ダンボールベッドの想定必要数を備蓄していない町村として当町も名前が上がっていたが、報道の4品を含め、非常食、発電機など防災備蓄品の備蓄状況は。また、各避難所における保管場所の確保、管理の計画等はどうなっているか。

(4)「公助」のほかに「自助」「共助」も重要だと思うので、次年度の訓練では、町民に非常持ち出し品を持って訓練へ参加するよう広報し、職員と町民共同での避難所開設訓練をするなど取組を強化すべきでは。

○町長

(1)炊き出し訓練を実施できなかったことは残念だが、初めて実施した避難所運営訓練は、多くの課題の洗い出しができた。

(2)新型コロナウイルス感染症配慮前の避難所収容数は約1000人だったが、配慮後は350～400人となっている。追加は、現在指定避難所の増毛中学校や、指定していない増毛小学校を避難所として開設することも考えられる。

(3)マスクは避難者数を人口の10分の1の400人とし、21日分の想定で、8400枚に対し8万枚、500ml消毒液250本に対し580本保有している。間仕切りは100組に対し41組、ダンボールベッドは200組に対し108組の保有を見込んでいる。道新調査時、間仕切りを100組としていたが、新型コロナウイルス感染予防により想定数は41組となるので、現状不足はなく、ダンボールベッド供給の提携協定に基づき依頼したい。その他は簡易トイレ30個、電動トイレ2個を購入予定、飲料水（500ml）約3600本、パンなど食料約3200個を保存している。発電機は購入予定を含め15機、フェースシールドは360個、非接触体温計15個、使い捨て手袋2100個、ブルーシート190枚などを備蓄している。また、道路の寸断に対応できるよう、各地域の主要な避難所に備蓄し、各避難所の必要な保管数についても今後精査していく。

(4)非常時持ち出し品のリストは以前から広報やハザードマップ等で周知しているが、それを持っての避難訓練参加をPRしていきたい。また、職員による経験を重ねた後に、職員と町民の共同設営訓練を検討したい。

○小田議員

小・中学校を追加とのことだが、どのくらい避難者を入れられるか。

○町長

実際には精査していないが、350～400人と思っている。

○小田議員

万が一大きな災害になったときのために、人数をきちんと出し、どの程度収容できるかを精査しておくべきではないか。また、別な場所を検討できないか。

○町長

ソーシャルディスタンスを図りながらの人数を精査しておくことは重要だと思う。また、今まで避難所への避難から安全な場所への避難という部分で、今回の台風10号でホテルの避難者も多くなったということなので、避難所への避難だけではなく、

親戚・知人宅への避難など、全体的に避難の方法も考える必要があると思っており、これからはそうした状況に変化していくのではないか。

○小田議員

より実践的な訓練を考えると、広報の仕方も考えるべきだと思うが。

○町長

手ぶらで避難訓練に参加しているが、実際にはダンボールベッドだけあっても寝られないので、タオルケットやバスタオルや枕なども持ってきてもらうことも必要なので、そういったことを含め広報しなければならない。

～ 非常持ち出し品リストを掲載 ～

新型コロナウイルス感染症対策について

小田議員②

Q 飲食店・商店などへの助言・指導は

A 商工会で状況確認し、指導を徹底してもらいたい

○小田議員

現在、新型コロナウイルス感染症の第2波、北海道では第3波がやや下火になってきているが、道内は換気が不十分になる秋から冬にかけて、再び流行の波が来ることが予想される。

(1)職員の感染対策、体調管理、行動履歴管理等について、医療福祉職場や一般行政職場での取組をどのようにしているか。マスクの着用はもちろん、日々の検温、体調確認、手指消毒、職場の換気などの感染対策をどの程度行っているのか。また、発症者が出たときには、どこで誰と会ったかの記録など、各自の行動履歴を聴取できる状況にあるのか。

(2)飲食店・商店などの感染対策について、今年の夏は週末を中心に観光客が多数訪れ、ソーシャルディスタンスを確保できない状況が見受けられた。手の消毒液もアルコールを使っている所ばかりではなく、手袋をして接客している事業所もあり、保健師等による町内各事業所への助言指導があっても良いのではないか。また、「感染対策を行っている当町推奨店の表示」があっても良いのではないか。

(3)誹謗中傷対策について、当町では現在まで感染者の報告はないが、それだけに1例目に対する誹謗中傷やデマの拡散などが懸念される。誹謗中傷は人権を侵害し、犯罪等に当たる場合があり、抑止等の対応が必要と思う。岩手県知事のように「第1号になっても責めてはいけない」と、今から繰り返し町長自ら発信していくことが大切ではないか。

○町長

(1)明和園や市街診療所では、マスクの着用、手洗い、手指や物品の消毒、室内換気を徹底し、職員の出勤前には検温等による健康状態の把握を行い、37度5分以上の熱がある場合や体調不良時は出勤させないこと、不要不急の外出を避け、外出する場合は3密に注意すること、自分の行動履歴を記録すること等、内部研修や会議等で職員に繰り返し周知し実践している。また、明和園では面会者等には必ず検温を行い、37度5分以上の発熱や体調不良者は入園を断っており、入園した面会者等は園内で感染症が発生した場合に備えて、連絡先等を記録している。市街診療所でも、入院患者への面会自粛や来訪者の連絡先等の記録管理、待合室の席の間隔を空ける等の取組をしている。消防本部は職員のマスク着用、手洗い・手指アルコール消毒、署内の換気徹底のほか、職員出勤時の検温の記録管理を行い、咳や発熱等による体調不良時は報告と病

欠等の措置を取っており、行動履歴も消防署に行き先を必ず届出することとし、大勢集まる催し物等への参加は自粛するよう周知しており、来訪者に対しても手指消毒をお願いしている。また、行政職場もマスク着用をはじめ、手指や決裁板等の消毒、職場の換気を各自で行い、庁舎等の窓口へのパーテーションの設置や来庁者にも注意喚起の掲示、マスクの着用、手指消毒を促すなど感染予防に努めており、各自が日常の検温を実施するとともに、体調不良時には休暇を取得するよう会議の中で周知している。更に、体調不良時や接触者に体調不良者がいた場合、会計年度任用職員も含め、特別休暇が取得できるよう規則等を整備しているが、職員の行動履歴の管理把握には至っていないので、今後、行動履歴が説明できるよう、課長等会議を通じて職員に周知し、引き続き感染予防対策を図っていく。

(2)今回の補正予算において、接客感染防止対策や換気対策を実施した事業者への補助金を計上している。保健師等は専門的な知識・ノウハウを有していないので、事業者の講じる対策については商工会で状況を確認し、指導を徹底してもらいたい。

(3)当町は今まで感染者の報告はないが、以前、留萌市で初めて感染者が出た際には、誤った情報が流れたり、感染者や医療関係者に対する誹謗中傷などが確認され、留萌振興局長からも依頼があり、当町においても防災無線や広報折り込み、町ホームページで不当な扱いや偏見につながることがないよう町民にお願いをしてきたので、今後も感染状況を見ながら、発信が必要かどうか判断したい。

○小田議員

保健師は専門的ではないとのことだが、商工会の方が専門的ではないと感じる。保健師よりも商工会が指導できるように、マニュアルを使って指導するのか。感染症は保健所が管轄していて専門的だと思うが、保健所等と一番やり取りできる保健師がいろいろ専門的な知識を受け、役場が商工会に感染予防のためのリスク等を指導するということで良いのでは。

○町長

保健師は公衆衛生上は専門家だが、商工会でどういう接客をしているか、どのような対策をすれば良いかを考え、商工会の職員が保健所へ行き知識を得て指導することを期待している。

○小田議員

留萌市で第1例目が出たとき、防災無線等で当町も一律にコメントを放送していた記憶はあるが、町長の声で放送した方が効果的だと思うが、今後自ら発信することはあるか。

○町長

岩手県知事も感染者が出てから発言しているので、感染者が出る前にお願いするのではなく、感染者が出た時には、防災無線等で町民に発信することは問題ないと考えている。

孤独死・孤立死の防止と独居高齢者の見守り活動について

小田議員③

Q 当町の孤独死・孤立死対策の取組は

A 近所付き合いが薄い公営住宅の対策が重要

○小田議員

孤独死・孤立死は社会問題となっている。道では死亡から発見まで1週間以上かかった例を孤独死・孤立死としているようだ。

(1)当町における、孤独死・孤立死の実態と件数は。

(2)町は商工会等と見守りに関する協定を締結しているが、見守り協定を結ぶ機関、協定内容、通報件数は。また、協定を締結している関係機関との連絡会議等はあるか。

(3)道が平成23年3月にまとめた「孤立死防止に向けた取組事例集」で道内の実態が紹介されて

いる。孤立死防止のための見守りについて、近年の道内情勢はどうなっているか。

(4)当町の見守り活動の取組、孤独死・孤立死防止のための取組を今後どう進めるのか。

○町長

(1)町では、道の定義に基づく、死後1週間を超えて孤立した状態で発見された人数は、過去3年間で1人確認している。

(2)見守り協定は、商工会、セブンイレブン、郵便局、コープさっぽろ、新聞販売店等と一人暮らしの方の異常や異変を発見した時に役場に連絡をしてもらうことにしており、配食サービス時の安否確認をゆうゆうマーシーに委託している。通報件数は、令和元年度は2件、平成30年度は4件で、関係機関との連絡会議は実施していない。

(3)孤立死防止のための見守り活動の道内情勢は、道の地域福祉課で、孤立死の発生状況を毎年把握し公表していて、25年3月に厚生労働省から公表された「孤立死防止対策取組事例一覧」の中に、札幌市・旭川市の事例が紹介されていたが、見守り活動としてまとまった道内情勢を示す情報はなかった。

(4)当町における取組は、見守り協定・委託事業により異常を発見した時に連絡を受けて対応しているほか、民生委員や関係機関との連携により、孤独死・孤立死の防止に取り組んでいる。

また、16年度から自治会単位、班単位で高齢者の見守りをしていく趣旨で「高齢者安否確認ネットワーク事業」を開始し、「避難行動要支援者名簿」の作成に取り組んでいる。今後は、既存の取組の推進と自治会や近所の人の協力、共助の力を借り、心配な方がいたら役場福祉厚生課に相談するようお願いする。

○小田議員

3年間で孤立死が1人ということだが、その方はどの位の期間で発見されたのか。

○建設課長

発見されたのが30年12月、死亡判断日が30年10月なので、2か月後になる。

○小田議員

2か月後の発見ということで、長い間発見できなかった実態がわかった。

要支援者名簿を今後作成するとのことだが、個人情報にも配慮は必要だが、健康、命に関わることなので、色々な機関と共有し、見守っていく体制作りをもう少し前に進められないか。

○町長

一人暮らしの公営住宅に入っている方が2か月かかって発見された。発見が遅れたことは特に地域、近所とのつながりが薄く、一般の住宅であれば近所で姿が見えない等確認できるが、公営住宅の対策が重要だと思う。孤立死が過去3年で1件だったが、公営住宅ではこの15年の間に8件ほどあるので、対策することが重要で、見守り協定を結ぶ団体の協力や隣近所等での見守り活動を推進できる対策が必要だと考えている。

○小田議員

今、ゆうゆうマーシー等が過密を理由に活動を停止している。毎週、皆さん交流をしていたが、しなくなり、外に出たくない気持ちになり、どんどん孤立していく傾向があると思うが、コロナ禍の中で難しい点もあるが、町の事業の再開も、例えば旧幼稚園や体育館等の広い所で、人数を制限して集まれるような、孤独・孤立を防ぐ取組も検討できないか。

○町長

ゆうゆうマーシー等の活動も国で経済活動、感染防止対策をしっかり進め、経済活動を進めることに舵を切ってきたので、町としてもソーシャルディスタンス、3密を避け、感染防止対策をしっかり進めた上で事業再開に舵を切っても良いと思う。

○小田議員

再開する方向に舵を切るとのことだが、ゆうゆうマーシーの活動場所は本当に密な状況で、そうした活動する団体に対して、どこか場所を提供できるよう検討できないか。

○町長

町の施設を、今日は保健セン

ター、次回は老人福祉センターといった状況にはなると思うが使ってもらい外出機会を多くしてほしい。

新型コロナウイルス感染症対応事業について

大井議員①

Q 例年12月に販売されるプレミアム付き商品券の実施は

A 予定どおり実施し、切れ間なく町内消費を喚起する

○大井議員

新型コロナウイルス感染症の影響により、春からのイベントが、全て中止となった。

第2次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画の事業経過等について。

(1)5月に実施計画された7項目の事業で、すでに終了している事業はあるか。継続中の事業はどの程度進んでいるか。

(2)「ましけ元気回復応援事業」のプレミアム付き商品券は第2回が10月4日より販売される。今回は上乗せ率30％の「共通券」が6000セット、上乗せ率40％の「飲食店限定券」が1500セットとなっており、販売見込数は1万6000セットと計画されている。今回の上乗せ率の計上でこの事業は終了となるのか。また、12月初旬に販売されるプレミアム付き商品券は、例年どおり販売されるのか。

(3)8月に28項目の事業が実施計画されている。交付対象期間など、町民や事業者にしっかり理解してもらえるよう周知すべきではないか。更に、「公共交通維持事業」は、路線バスの運行を維持するための支援金を支出するとある。町内のバス会社への委託事業は、春の学校休校により大幅に減少し、地方への運行もほとんどキャンセルされて大変な痛手を被っている。少なからず公共的な交通機関の役割を担っており、同社とは将来的にタクシーの運行に関して積極的に話の場を設けるべきと思うので、事業の継続や雇用維持のための支援は考えられないか。

○町長

(1)第一次実施計画の7項目の事業、総事業費7569万7千円について、休業等により売上が減少した事業所を対象として支援金を支出した「中小企業事業継続支援事業」の1事業が完了した。また「診療所感染予防事業」をはじめとした6事業は執行中であり、第一次実施計画全体の事業費ベースでの執行率は83％となっている。

(2)「ましけ元気回復応援事業」のプレミアム商品券は、当初の計画では上乗せ率20％の共通券と、上乗せ率33％の飲食券を3回に分けて販売する予定としていたが、2回目の使用期間を10月から来年2月までの5か月間と延長し、上乗せ率を共通券30％、飲食券40％に増加し、利便性と魅力を高めた上で、計2回の実施とすることとした。また、例年12月に販売しているプレミアム商品券は、例年どおり実施する予定で、切れ間無く町内消費を喚起していく。

(3)8月に策定した第二次実施計画の各事業の交付対象期間は、該当となる方、事業者に申請漏れが発生しないよう、各担当課に改めて周知徹底を指示した。

町内の貸切バス会社への支援は、町が委託している臨時運行業務が新型コロナウイルスによる各事業の中止の影響により、昨年度と比較すると減少しており、8月下旬に事業者より口頭で支援の要望を受けているので、

～上乗せ率を増加し販売された2回目の元気回復応援券～

状況を調査のうえ協議する。
タクシーの運行に関する話の場については、現在運行している事業者への支援を継続し、必要に応じて協議の場を設けていきたい。

○大井議員
プレミアム付き商品券は、12月初旬に例年どおり行い、期間は2月28日で終了ということでよいか。

○商工観光課長
例年実施している12月からのプレミアム付き商品券も、2月末で期限を統一する予定。

○大井議員
今回飲食店限定券を40％にしたのは、7月の販売時に1～2日位経って完売した経緯から、1500セットにしたのか。

○町長
商工会が決定した。プレミアム商品券をまとめて買う方がいるが、広く浅くこの趣旨に基づいて購入、販売してほしい。使用がスーパーや燃料店に集中するようなので、商店等で幅広く使用してほしい。

○大井議員
備蓄の非常食だが、9月1日の防災訓練に参加し、最後に水と非常食のおこげをいただいた。非常食はだいたい5年～15年位の賞味期限があるそうだが、賞味期限や保存期間が終了間近の非常食を循環させるローリングストック（循環備蓄）法があるが、防災訓練の場だけではなく、他の場などでも提供できないか。

○町長
昨年、一昨年のブラックアウトの時にほとんど出しており、今のところ渡せる備蓄品の量は多くないので、今後色々な機会を通じて、備蓄品をローリングして町民に配布することを検討しなければならない。

○大井議員
当町唯一のバス会社の運行に関することだが、留萌市のタクシー会社もあるし、すぐに当町のバス会社に変えることはできないが、資格を取るのに期間を要する。町に住み、町に税金を納めている方々も大事にしながら年間を通して雇用し、事業をしていくことは大変なことなので、今すぐにではなく頭の中においていただき、将来的には進めていって欲しいという思いはあるが。

○町長
春の休校による送迎等が大幅に減少したということだが、コロナウイルスの影響で学校が休校し、走らなかった場合でもバスの委託料は支払っている。臨時運行がかなり減り大きな打撃を受けていることは聞いている。どのような支援ができるかこれから協議しなければならない。タクシー会社は、昨年の今頃バス会社にタクシー会社から、後継での運行をお願いしたが、急にはできないとのことで、今の状況になったので、今から将来はタクシーをやってくれという協議をしなければならないのかとなると、考えなければならないと思う。

遊具の設置された周辺の安心・安全な環境づくりについて

大井議員②

Q 設置された周辺の安全対策は

A 周りの柵の設置を検討する

○大井議員
今年度リバーサイドパークにすべり台が設置された。大小組み合わさったもので2基つながっている。
心配なことは、すべり台が設置された場所には大きな木が茂り、奥には暑寒川があり、とても危険だと思う。また、町内に住む子供たちがすべり台に行くには、暑寒公園からリバーサイドパーク入口まで赤い吊り橋を渡らなければならないので、落下する恐れがあり危険だと思う。防護柵や吊り橋の両サイドに落下防止のネットの整備が必要だと思う。また、センターハウス

から設置されているすべり台を見ると、少し距離があるので、周りの様子などが見えるように監視カメラを設置し、センターハウスの事務室にモニターを設置したり、注意喚起看板等の整備が必要だと思う。

子どもは突拍子もない行動をすることを頭に入れ、子ども達や訪れる皆さんが安心して過ごせるよう整備など対策を進めていくべきでは。

○町長

リバーサイドパークに設置した遊具は工事が当初の予定期間より1か月早まり、8月31日に完了し、お客様の要望も多かったため、9月7日から一般開放している。設置した場所は木々に囲まれているが、直射日光を避け、熱中症予防等に配慮した枝のせん定をしており、特に支障はない。事故防止の注意喚起看板は現在、簡易的なもので対応しているが、来年からはしっかりした看板を設置したい。また、小学校や認定こども園を通じ、未就学児童や小学校低学年には大人同伴の下、小学校高学年には複数人での利用を呼びかけ、事故のないよう遊んでほしい。

○大井議員

どこの遊具も公園もそうだが、小さい子ども達は親が一緒に行って何かがあった場合も、親の責任が重大になるが、日射病を防ぐためであっても、余りにも木が茂り過ぎな気もするし、センターハウスから見て少し遠く、子ども達の様子を確認できるか不安もあるので、来年度に向けて対策を考えられないか。

○町長

木は私が実際に見て、切る枝等を判断をした。赤い吊り橋の落下防止は幼児一人で渡ると、すごく危険だと思うが、「幼児の一人歩きは危険です」という看板を数十年前に設置した記憶がある。監視カメラの要望だが、監視カメラを設置し、センターハウスにモニターを置くと、ずっとそこを見てることになる、そういうことでは事故の防止にならないと思っている。利用者が小さな子どもだけでは遊ばせない等しっかり管理をする。実際、親が一緒にいても事故にあったケースもあるので、小学校やこども園を通じ、子どもだけで遊ばせない事を徹底させたい。

○大井議員

小さい子どもは親が一緒にいて注意を促せるが、小学校の高学年になると、親が常に一緒に遊びに行くことはないと思うので、まず遊具のある場所付近に柵を設置したらと思うが。

○町長

遊具の周りに柵を設置するのは可能だと思うので検討する。

～ 現在の注意喚起看板 来年度は新たに設置予定 ～

介護保険について

西山議員①

Q 滞納者が増加し固定化もしているが、対策は

A 対面による相談を強化させている

○西山議員

第8期改正の状況について。また、滞納者が増加し固定化しているが、その対策は。その方々に対するペナルティーの周知、延滞金、相談窓口による減免措置の取扱いはどうなっているか。

「認知症施策推進5か年計画」が実施されたが、当町ではどうなっているか。また、被保険者はその市町村に住んでいることが条件だが、札幌市と旭川市に転出された方の分が当町から支出されていた。当町から直接入所した場合であればやむを得な

いが、一度息子の所に行った方なので確認したいが。

○町長

第８期の介護保険事業支援計画は策定作業中であり、来年３月の策定を目指している。65歳以上の介護保険料は年金から天引きされる特別徴収が基本だが、滞納者は年金が18万円以下等で納入通知書納付の普通徴収対象者の一部であり、この普通徴収が滞納の原因の一つである。滞納が２年経過した場合に時効となり、不能欠損処理を行うが、過去に不能欠損処理を行った被保険者が要介護認定者となった場合のペナルティーは、滞納期間と金額に応じて保険給付に制限がかかるほか、介護サービス費の自己負担割合も１割から３割になり、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費が支払われなくなる。督促状の通知や職員の訪問で、デメリットを理解して納めていただくよう努めており、今後も継続していく。また、延滞金はかけていない。減免については条例で定めており、相談窓口は福祉厚生課介護保険係だが、コロナウイルスによる事業収入減少に伴う減免では、現在８件の相談があり、62万７０００円の承認をしている。認知症施策は平成30年度より地域包括支援センターで認知症総合支援事業として、認知症初期集中支援チームが相談対応している。被保険者の住所地特例は、転出先住所が入所する介護施設の場合、住所地特例対象被保険者となるので、転出手続きの際に介護保険係の確認と転出先の自治体及び入所施設からの連絡票により決定している。

○西山議員

年々保険料が上がっていく理由を地区ごとに説明していく必要があるのではないか。毎年固定した方が滞納し、不能欠損し、いざ使う時に払えば良いというのはおかしいと思うが。一部でも納入すると不能欠損を避けることができるが、その徴収方法については。

○町長

今回、徴収率が下がったので、対面による納付相談を強化させている。当町の保険料が高い原因は、65歳以上の高齢者１９００人の中で約24％、４５０人以上の介護認定者がいて、北海道平均より５％高い。現在、健康づくり事業を積極的に進め、医療費は少しずつ下がっているが、介護認定まではまだ及んでいない。今後とも地道にこの事業を進め、認定率を下げて健康づくり事業を進めていきたい。

町税・使用料の取り扱いについて

西山議員②

Q 年度末に納付の町税等が滞納繰越の扱いになっているのでは

A 出納の締めの時間を役場閉庁時間に合わせて処理する体制にしたい

○西山議員

町税や使用料等の取り扱いは、その日に納めた分を翌日に銀行に引き継いでいると聞いたが、いつ頃からそのようになったのか。以前は、その日に納入された町税や使用料等は窓口終了後に銀行の方が取りに来て、その日に記帳・納入されていたが、今は違うようだ。１日遅れなので通常はそれほど問題にならないが、毎月の月末の分は翌月になり帳簿上は未収として扱われる。また、年度末の町税の滞納繰越分や水道料金、砕石代金等は、１日遅れた分は全て滞納繰越分として決算審査委員会に提出されることになる。

同様に５月31日に納入された町税の現年度分もそうなるのではないか。少なくとも毎日の分は無理としても月末分や特に年度末の分は慎重に取り扱う必要があると思う。３月31日に納入された水道使用料、町税の滞納分が滞納繰越簿にあれば、納付した本人はわからないかも知れないが、決算審査委員会に出た委員はわかるわけで、我々も町職員も守秘義務があるから表に出すことはないが、少なくともそういうことは注意して取り扱

うべきだ。確かに銀行の窓口業務は3時かも知れないが、郵便局等のＡＴＭは6時まで通帳での入金ができるので、月末や年度末の決算時期には少なくともそのように取り扱うべきだ。水道料金の納期は毎月25日と聞いているが、これは口座振替の期日だと思うので、31日の前に納めて貰うように督励していくべきと考えるが。

○町長

現在、町税・使用料等の指定金融機関への引き継ぎは1日2回で、午前10時に銀行員が来庁する1回と、2回目は役場職員が午後4時に銀行に直接行き、現金を引き渡す計2回となっている。午前の引き継ぎは、前日の後半に集計した現金と各種通帳等で、午後はその日の役場始業時から2時半頃までに集計した現金を引き渡すのがルール化されている。2回目は銀行の営業時間外の引き継ぎなので、通帳入金の日付は翌日となり、実際に納められた日の町税等は会計管理者の通帳には翌日の入金日として、事務処理される状況となっている。昭和40年代の当町と銀行との指定金融機関事務取扱に係る契約書では、役場に銀行の派出所を設け、その日の銀行と同じ営業時間に収納された現金は即日受け入れることになっており、営業時間を過ぎた現金は締め切り整理として、翌日に集計される契約になっていたようだ。

現在の引き継ぎ方法は、40数年前に役場内の派出所が廃止され、平成28年までは銀行員が午前10時と午後4時に来庁し、集金する業務が続けられてきたが、29年から人員減の理由で、銀行員が役場に集金に来るのは1日1回となった。今後も金融業界の変化などに対応した役場と指定金融機関との相応のルールづくりは、常に求められていくと感じている。また、年度末日の3月31日や出納閉鎖日の5月31日などに納めた町税・使用料は翌日収入となり、現に公営企業会計における水道使用料等が、決算上翌年度の未収金扱いとなっている。今後そのようなことがないよう年度末等は出納の整理締めの時間を役場の閉庁時間に合わせて、集計した現金を銀行ＡＴＭに持ち込む体制等を整えたいと考えている。さらに、年度末等の督励の取組は、日常業務として電話による催促や臨戸、事業所訪問、納税相談等を繰り返し行い、町税・使用料の収納体制の強化を図る。

診療所の待ち時間の短縮について

西山議員③

Q 待ち時間短縮のため診療予約制を導入しては

A 電子カルテシステム導入後に検討する

○西山議員

増子先生は長い間一人で診療にあたってきた。今まで先生は午前中は外来、午後からは入院患者の治療にあたっていたが、4月から二人体制になり、少し楽になったと思う。

今年7月に体調を崩し、久々に診療に行ったところ、受付終了が11時30分なので11時頃に行くと、残ってる人が15人ほどいた。中には会計待ちの人もいたので、実際治療待ちで何人残っていたかはわからない。初日は澁佐先生がいて、約2時間待ちで終わった。2回目は増子先生に専門医院の紹介状をもらい留萌の個人病院に行き、3回目は、その結果報告に行ったが、4時間近くかかった。その間先生は2時30分位まで治療をしていたと思う。今、二人体制になり、どのようなスケジュールでやっているかわからないが、毎回午後まで先生が治療を続けていては体が持たないと思う。紹介された留萌の個人医院は2か所とも院長一人で診療していたが、初日は紹介状のため少し時間はかかったが、2回目、3回目は予約制だったので、予約の時間に行くとほとんど待つ時間もなく、病院に着いてから、30分もしないうちに治療が終わる。当

町の診療所も町長が先生と相談して、一人の医師が主体で診察したとしても、時間に行けばそれほど待たなくても診療を受けられる予約制にしたらどうか。

○町長

医師2名の勤務スケジュールだが、増子・澁佐両医師は、診察担当の曜日を決め、外来診療にあたっており、担当日以外の日は、新患や病棟及び電話診療等を行っており、外来の診察中に検査等が入った場合やX線写真等も2名の医師で確認・診断を行っている。午後からは、明和園、町内老人福祉施設の訪問診療や雄冬診療、各種検査・予防接種、乳幼児健診、急患の対応を分担して行っている。

待ち時間短縮のための予約制は、これまで診療所内で検討してきたが、他の医療機関からは、システムの導入による予約管理が最良との話を受け、既存のコンピューターシステムを改修した場合には、多額の費用が伴うため難しいと思っていたが、今般の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による、「電子カルテシステム」の導入により、診療予約の対応は可能となる。しかし、診療の予約により、慢性疾患を持つ患者の待ち時間の短縮を図る上では有効な手段とは思うが、インフルエンザ流行時期の急性期の患者への対応では、予約時間に関わらず診察することもあり、患者個々の症状等によっても診療時間がずれ込み、予約時間どおりに診察が出来ないことや予約の状況によっては、希望の診察日に受診出来ないことも懸念され、診療予約制でも多少の待ち時間が生じると思われる。電子カルテシステム導入後、職員のシステムの習熟状況を見てから検討したいと考えている。

現状、日によって外来の受診者数にばらつきが見られ、診察までの待ち時間が長くなる場合もあるので、受診される日を考慮していただきたい。

農業対策について

西山議員④

Q 稲作農家の機械購入等への補助は

A 国の第2次補正予算での「経営継続補助金」を有効活用してほしい

○西山議員

(1)密苗栽培の利点、農業機械の購入は補助の対象になるのか、また、稲作農家の支援について。

北竜町などに密苗栽培ののぼりが立っている。密苗栽培の利点、また当町で取り組んでいる農家はあるか。

(2)古茶内地区の田は、現在ある土のまま改良しているが、信砂や朱文別沢の田は石が多く客土をしているようだが、田の土として使用して問題はないのか。

(3)政府はコロナウイルス感染拡大により、農産物の販売が落ち込んだ農家に対する新しい支援体制として、第2次補正予算で規模拡大に伴う、農業機械の購入費等が該当するようなので、稲作農家の方も対象になるのではないか。

○町長

(1)水稲の密苗栽培の利点は、慣行栽培と比べ、育苗箱数や播種（種まき）及び苗の運搬時間が大幅に削減でき、育苗箱数が減ることにより資材費の低減や育苗ハウスの省スペース化などコスト削減につながる。一方で、種籾を密集させて育てるため、風通しが悪く、田植期間までの間に病気が発生しやすいことや専用の田植機等の初期投資が必要となる。今年度の当町における密苗栽培は2軒の農家で取り組んでおり、栽培面積は3・2ha。

(2)現在、道営の農業農村基盤整備事業が信砂地区のほか、3地区で工事が進められている。平成27年に土壌分析調査を実施し、問題なく使用可能という結果を得ており、土壌分析調査の結果を基に留萌農業改良普及センターの施肥指導を受けて実施し

ている。

(3)農業機械購入の補助は、国の第2次補正予算で、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた農業者、法人に対し、「経営継続補助金」が創設されており、販路回復や開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入に最大100万円、感染防止対策に取り組む経費に最大50万円の補助があるので、有効活用してほしい。

稲作農家の支援も、国の第2次補正予算で成立した新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用して、先の第4回臨時会において、「農業事業継続支援金」を創設し、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた農業者、法人を対象に、今後の事業継続に向けた取組等を支援する対策として最大10万円助成する予算措置をしているので有効活用してほしい。

○西山議員

密苗栽培について、他の町村の農家の人に聞きに行ってきた。2012年に石川県の農林総合研究センターとヤンマーが共同開発した栽培技術で、育苗箱に通常の3倍の種を蒔き、通常12～15cm苗を植えるが、10cm以下の苗を植えているので、作業も運搬も3分の1になるため支出の減少となる。話を聞いた方は一昨年、50ha（50町）の内、ななつぼし、ゆめぴりか、おぼろづきを2・6ha（2町6反）試験的に蒔いたが収穫はほとんど去年と変わらなかったので、今年は16ha（16町）に蒔くということだが、栽培密度は通常1反あたり、1万6500株、坪単位にすると55株植えている。かつて多く植えたために、いもち病になり全部の田に殺菌剤を撒く手間と農薬代もかかるので躊躇したが、試験田で試したら何ら変わらなかった。この方は農協に7割、残りは直接消費者と契約をしている。それぞれの農家は直販か農協を通す、直においしい米を消費者に渡しているということで、当町の農家もだんだんそうなるのではないかと考えられる。当町の場合は水は良いが冷たいので、一時的にため池にためた方がいいのではないか。今、大規模の田を増やしているが、収穫がそれほど多くなるわけではなく、適してない土壌を田に入れ、化学肥料をたくさん使うとおいしい米はできない。元に戻るのに20～30年かかるので、土壌改良するときにはよく吟味した方がいい。それぞれのやり方があるが、当町のこれからの農業政策についてどう考えているか。

○町長

南るもい米の中で、特に当町の米はおいしいと聞いている。

～ 良品質でおいしいと評判の増毛産米 ～

別苅ではブランド米を確立した農家があり、町内の若手で特別栽培米の生産の動きもあり、コロナウイルスの影響で米余りを心配しているが、こういうときこそ品質の良いおいしい米作り、ブランド米作りが必要だと思っているので、今後もそうした米作りをしてほしい。

洪水ハザードマップ作成について

合羽井議員①

Q 内水氾濫防止の町道の管理は

A 定期的な点検と維持管理を行っている

○合羽井議員

今までのハザードマップ「大雨時危険区域図」では、地盤の高低しかわからず、区域の危険水位及び危険降雨量が詳しくわからない。町で管理している河川につ

いて、洪水ハザードマップの作成と内水氾濫による被害防止対策について。

(1)暑寒別川、信砂川、箸別川を始めとした、道が管理している河川で情報があるようだが、町が管理している新信砂川及び朱文別川はどのような管理をしているのか。

(2)近年、各市街地などに降った雨が路面桝や側溝の処理能力を超え水が溢れ内水氾濫が起きている。国道は開発の維持会社が巡回点検で確認し、時には補修をしているが、町道の点検管理はいつ・だれが行っているのか。

○町長

(1)暑寒別川及び信砂川に国土交通省が設置している水位観測所と、暑寒沢及び御料に設置している雨量観測所のデータ等を参考に職員がパトロールし、目視により点検を行っており、河川のほか法面等も目視点検を同時に行っている。

(2)町道等の点検作業は建設課職員が主となり、点検・管理を行っている。市街地は1か月に1回程度の定期点検を実施しているほか、4月から5月にかけ大雨時に氾濫する恐れのある側溝を点検し、土砂が詰まっている場合は清掃を行っている。その他、道道暑寒別公園線・国道231号線を横断し、市街地へ引き込んでいる側溝は毎週点検し、清掃を行っている。また、毎年6月に清掃業者に委託し、市街地の側溝等の汚泥引き抜きや高圧洗浄による清掃を実施し、市街地以外の側溝は、パトロールと地域住民からの情報により、その都度対応している。舎熊地区では4月から5月に海岸線が流末になっている用悪水路6か所の玉石閉塞除去を行っている。今後も定期的な点検と維持管理に努める。

○合羽井議員

暑寒別川では、2か所の水位・雨量計で計っていて、信砂川は1か所計っている。近年、町内の場所によって雨が降ってる所と降らない所がはっきりわかれている。例えば市街地が降っていなければ信砂は降っているとか、その反対とかいろいろあるので、特に情報を得ている河川で近いからといっても、新信砂川の奥などの雨の状況は市街地からではわからない。簡易で良いので、雨量や水位がわかるようできると思うが。

○町長

今はゲリラ豪雨等があるので、テレビ等の気象情報から情報を得ながら進めていくことになる。

○合羽井議員

最近のゲリラ豪雨はテレビの気象情報ではわからないので、簡易で良いので、新信砂川等に水位計や雨量計を設置し、持っているスマートフォンでデータや情報を取れるものもあるので、その辺を考えて欲しい。河川は何かなければ全域を見ることは恐らくないと思うので、特に河川の浚渫（底面の土砂を取る工事）等も含め、年に1回といわず、これから雨等が多いので、頻繁に見て欲しいと思うが、浚渫を含めた点検はどうなっているのか。

○建設課長

今年度から令和6年度まで、緊急浚渫推進事業に着手する予定で、現在当町で管理している49河川の堆積土砂状況を点検・調査中で、結果がまとまりしだい申請を考えている。

コロナ禍における防災訓練と備蓄品について

合羽井議員②

Q ウイルス対策を徹底し、各地区で組立訓練を実施する考えは

A 備蓄品の想定数が揃ったら住民参加の組立訓練実施を検討する

○合羽井議員

報道発表によると職員のダンボールベッド、間仕切りの組立等訓練を実施とあり、その経験を踏まえ、防災訓練等に役立ててほしいと思い、今後の訓練方法について。

(1)今後、新型コロナウイルス対策を徹底し、各地区で防災訓練、

間仕切り、ダンボールベッドの組立訓練を実施する考えはあるか。

(2)北海道新聞8月のアンケート結果で、マスク、消毒液、間仕切り、ダンボールベッドの4品が不足しているとの報道があったが、現在の保有数と不足分の補充見込みは。

(3)実施にあたり、北海道危機対策課の「避難所での感染対策検証結果報告」を参考にしたか。

(4)自然災害発生時、復旧・復興の拠点の役場庁舎の耐震化はどうなっているか。また、機能できる代替え場所はどこか。

○町長

(1)購入を進めているダンボールベッド、間仕切り等が揃ったら、主要な地区を選定し、住民参加の組立訓練実施を検討する。

(2)マスクは避難者数を人口の10分の1の400人と想定し、21日分の想定枚数8400枚に対し8万枚、消毒液も21日分の想定数250本に対し580本を保有している。間仕切りは想定数100組に対して41組、ダンボールベッドは想定数200組に対して108組を保有見込みだが、不足する場合は提携協定に基づき依頼をする。

(3)総務省の「新型コロナウイルス感染症対応に配慮した避難所開設、運営訓練ガイドライン」を参考として実施した。

(4)建て替えを含め今後検討していきたい。代替え場所は耐震化が済んでいる文化センターを指定している。

○合羽井議員

感染対策を施し避難した場合、舎熊・阿分・別苅等の避難所収容人数が3～4割落ちると思うが、全体的に把握はできていないのか。

○町長

小中学校等を含め、コロナ感染対策を実施して避難をした場合、旧舎熊小学校、阿分の避難所も含めて、再度収容人数を割り出していく。

○合羽井議員

旧舎熊小学校は簡易ベッドが約50組あるが、ダンボールベッドも使い、2階や3階も使う考えはあるか。

○町長

併用して使い、教室や体育館の広いスペースを使えると思うので、阿分地区も含め旧舎熊小学校の避難所対策を進める。

○合羽井議員

冬期間暖房があり、高台で安心でき、ある程度の人数が入れる場所も考えておかなければならないと思うが。

○町長

高台は第一次避難ということだと思う。津波警報時には高い所に逃げる。大雨警報、台風等災害に合わせて避難所を開設する形になると思う。冬については全道規模で考えなければならない非常に難しい課題だと思っている。

○合羽井議員

庁舎に何かあった時には文化センターとのことだが、実際に通話も含め文化センターで訓練をやったことがあるか。

○町長

そうした訓練はまだやっていない。

○合羽井議員

役場庁舎の長期的な計画を早めに出してほしい。安全な庁舎を作る考えは。

○町長

明和園の改築事業をしっかり完成させてから取り組まなければならないと考えている。

～ 感染症対策を想定した避難所開設訓練 ～

総務文教 産業厚生　合同常任委員会町内視察

10月6日に総務文教・産業厚生の両常任委員会合同で町内視察を実施しました。

今回の視察は、総務文教常任委員会では、近年、様々な場面においてＩＣＴ化の取組が進められる中、今般のコロナウイルス感染症の影響により、リモートワークやオンライン・リモート授業への注目が集まる中、当町の小中学校においてもタブレット端末の導入が進められており、実際に「教育現場でのタブレット端末を用いた学習」について、調査研究する目的で増毛小学校を訪問し、授業を見学させていただきました。

産業厚生常任委員会では、現在建設中の南暑寒２丁目団地の建設状況の確認、現在建替えに向け、既存建築物の解体が完了した明和園建設予定地の確認及びリバーサイドパークに新たに設置された大型遊具、それぞれ町民の皆様の関心が高く、多額の費用が伴う事業について、現地を視察してきましたので、両常任委員による視察リポートを掲載します。

総務文教常任委員会

教科書が無い時代が来る！？

松倉清道 委員長

文部科学省が打ち出したＧＩＧＡスクール構想。

これにより教科書が紙ではなく電子媒体となる未来がすぐそこまで来ている。

ＧＩＧＡスクール構想の“ＧＩＧＡ”とは「Global and Innovation Gateway for All」（全ての人にグローバルで革新的な入口を。）という意であり、教育においては誰一人取り残すことなく子ども達一人ひとりに個別最適化され創造性を育む教育、ＩＣＴを積極的に推進し、小中学生全員に学習用パソコンと高速ネットワーク環境を整備する施策。

当町もこの構想に基づき今年度５月の臨時議会にて補正予算1,955万円を計上、これにより今年度中には小中学生全員にタブレット型学習用パソコンが整備される。

今回、総務文教常任委員会では、「教育現場でのタブレット端末を用いた学習」について、その導入前ではあるが、数年前から当町独自でおこなってきたタブレット端末を用いた授業の様子を見学させていただいた。現在は１クラス分のタブレット端末を持ち回りで各授業に使用している。担当課長曰く「まずは機械操作などに慣れてもらうのが目的」とのことだったが、授業中、当然のようにタブレット端末を扱う児童達の姿を目の当たりにし、これが小学校の授業で行われていると考えると物凄い時代の変化を感じた。

～ ひとり一台のタブレット端末を手に行われる授業 ～

ただ、今後本格的な導入に向けては課題もある。

- 学習用タブレット端末購入費用以外の諸経費は町費負担として検討される。
- 教材などのデジタルコンテンツの選定と推進ペース。
- ＩＣＴを使いこなせる教職員の研修の充実。

他にも新型コロナウイルスの影響で登校できない状況下におけるオンライン授業やリモート学習の必要性から、推進に向け更なるペースアップが求められている。

今回、新しい技術による時代の変化、新型コロナウイルスに対応した生活・学習様式等の変化をとても強く感じた視察であった。今後も生徒数の減少という大きな問題に向かいつつも、都市部との学習環境の格差解消、そして、コロナ対策として、増毛町の子どもたちに充実した学習環境を整備し、様々な学ぶチャンスが増えることに期待したい。

～ 一人ひとりの意見を タブレット上で共有可能 ～

産業厚生常任委員会

川島　優 委員

産業厚生常任委員会では、所管となる３つの施設について現地調査を行いました。

【明和園改築工事】

明和園の改築工事は、明和園懇話会のプロジェクト会議において現地建替えを決定し、建設工事に向け、養護棟とデイサービス棟の一部解体が完了しました。

建替え後は１階部分に特別養護の居室として、４人多床室が８室、２人多床室が２室、個室が４室の計40床、２階部分には、個室が26室、２人多床室が２室の計30床となる予定で、その他多目的ホールや面会室、エレベーターも設置されるとのことです。

施設の建設とは直接関係はありませんが、災害時の高台避難を想定した場合、明和園裏手にある歩行者用道路は避難道路としても有効かと思います。苫前町の海岸集落用に設置されたものなど周辺自治体での取組事例を参考に検討することも大切かと感じました。

今後の予定では、10月末に基本設計が完成、令和３年に工事着手、令和４年10月竣工予定となっていますが、入居者の生活環境・利便性に十分配慮いただき、無事に施設が完成することを心待ちにしています。

～ 現明和園施設の裏側に建替えを予定 ～

【町営住宅建設工事】

町営住宅建設工事は、南暑寒町２丁目に1棟16戸が建設される予定で、すでに工事が始まり順調に建設が進んでいます。

各棟の１階部分は高齢者向けとして、緊急通報システムを整備し、居室も１ＬＤＫ～３ＬＤＫが用意され多様なニーズに応えることが可能で、駐車場も整備される予定のようです。先に暑寒町１丁目に建設された町営住宅や補助金の効果もあり、民間賃貸住宅の建設も増えています。今後も町民の住宅環境が向上することを願っています。

～ 順調に工事が進む町営住宅建設工事 ～

【リバーサイドパーク新設遊具】

今年８月31日に完成した、リバーサイドパーク新設遊具は、すべり台やクライミングなど12種類の遊び機能を持った設備で、対象年齢は６歳～12歳とされていますが、保護者同伴の下、小さな子どもも楽しめる設備だと思います。

来年度からはリバーサイドのオープンと同時に通年利用可能となりますので、素晴らしい自然環境の中、安全面には十分配慮していただき、多くの子ども達に元気に遊んでもらえると思っています。

～ 12 種類の遊び機能を持つコンビネーション遊具 ～

編集後記

インターネット上のブログで、「寝袋で寝たら、肩こりや腰痛が良くなった」との記事を見つけ読んでみました。ネット上の情報は玉石混合ですから、もしかしたらステルスマーケティングかもしれないし、そもそもフェイクニュースかもしれません。しかし、その効果がなかったとしても、防災グッズの一つとして持っていてもいいかなぁと、早速寝袋を購入し、使ってみました。「冬用、羽毛、耐寒温度マイナス25℃」とのことでしたが、防災訓練をしようという訳ではないので、寝たのは家の中です。3日間試してみたのですが、どうやら肩こり、腰痛にさほど効果があるとは思えませんでしたね。ただ、実際に寝袋で寝てみて分かったのは、枕がないとどうにも寝られないということ。寝袋の下にはしっかりと枕を置いて寝ました。

さて、最近は、何かを購入する時、ふと「防災」を意識してしまいます。先日、ホットサンドメーカーを購入する際、当初は電気式の物を考えていたのですが、ツイッターのタイムラインに専業主夫の方の「ホットサンドメーカーはガスコンロ用なら、非常時、停電していてもレトルト包装米飯の温めに使える」とのツイートが流れてきたのを見て、「おぉ！そうか！」と、これも防災グッズを兼ねてガスコンロ用にしました。これはまだ箱から出してもいませんが、そのうちに一度レトルトご飯を温めてみようと思っています。

また、箱から出していないといえば、手回し充電式ラジオ。これは買い替えた物ですが、この種のラジオは懐中電灯にもなるし、携帯電話の充電ができるのでなかなかに便利な物です。とはいえ、本体内蔵の電池がニッケル水素電池の場合、繰り返し充電すると、やがて寿命が尽きてしまいます。以前用意した物を出してみると、スマホの充電端子も合わないし、すっかり使えなくなっていました。普段使う物でもないのに、一度購入した物を再度購入し直すというのは何か釈然としない気もするのですが、「災害に備える」ということにはそれがついて回るのかもしれません。

近年、町議会では防災関連の一般質問が増え、議会報編集の過程で何度も原稿を読み返すにつけ、気にする機会が多くなりました。非常用の備えをしている方は、一度何かと確認しておくとよいかもしれませんよ。

（至成）

議会広報特別委員会

委員長　上野　剛
副委員長　大井紀美恵
委員　岩崎俊一
酒井倫明
川島　優
合羽井達男

議会のうごき

8月

5日　議会だより１６２号発行
6日　令和２年第４回臨時会
　　全員協議会

9月

4日　議会運営委員会
　　全員協議会
16日　全員協議会
　　令和２年第３回定例会（第１日）
　　令和元年度各会計決算審査特別委員会
17日　令和元年度各会計決算審査特別委員会
18日　令和元年度各会計決算審査特別委員会
　　令和２年第３回定例会（第２日）

10月

6日　総務文教・産業厚生常任委員会町内視察
15日　議会広報特別委員会
22日　議会広報特別委員会